

令和8年度第1回船橋市住居表示審議会

— 会議資料 —

日時 令和8年10月7日（水）午後2：00

場所 船橋市役所9階 第1会議室

目次

(1) 諮問 (写)

(2) 飯山満・七林地区住居表示整備事業の概要について

(3) 制度説明会について

(4) 住所変更手続きについて

(5) 町区域及び町名変更図 (案) について

(6) スケジュール (案) について

(7) 参考資料

①関係法令

- ・ 船橋市住居表示審議会条例
- ・ 地方自治法第260条
- ・ 住居表示に関する法律
- ・ 住居表示に関する法律施行令
- ・ 船橋市住居表示実施基準

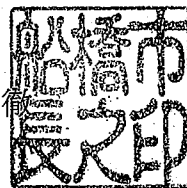
②制度説明会で寄せられた主な質問と回答



船 自 第 9 0 1 号
令和8年9月15日

船橋市住居表示審議会 会長 様

船 橋 市 長 松 戸 衛



住居表示整備事業の実施に伴う町区域及び町名の変更について(諮問)

飯山満・七林地区住居表示整備事業の実施に伴い、下記地域の町区域及び町名を別図のとおり変更することについて諮問します。

記

1. 実施区域 (別図)

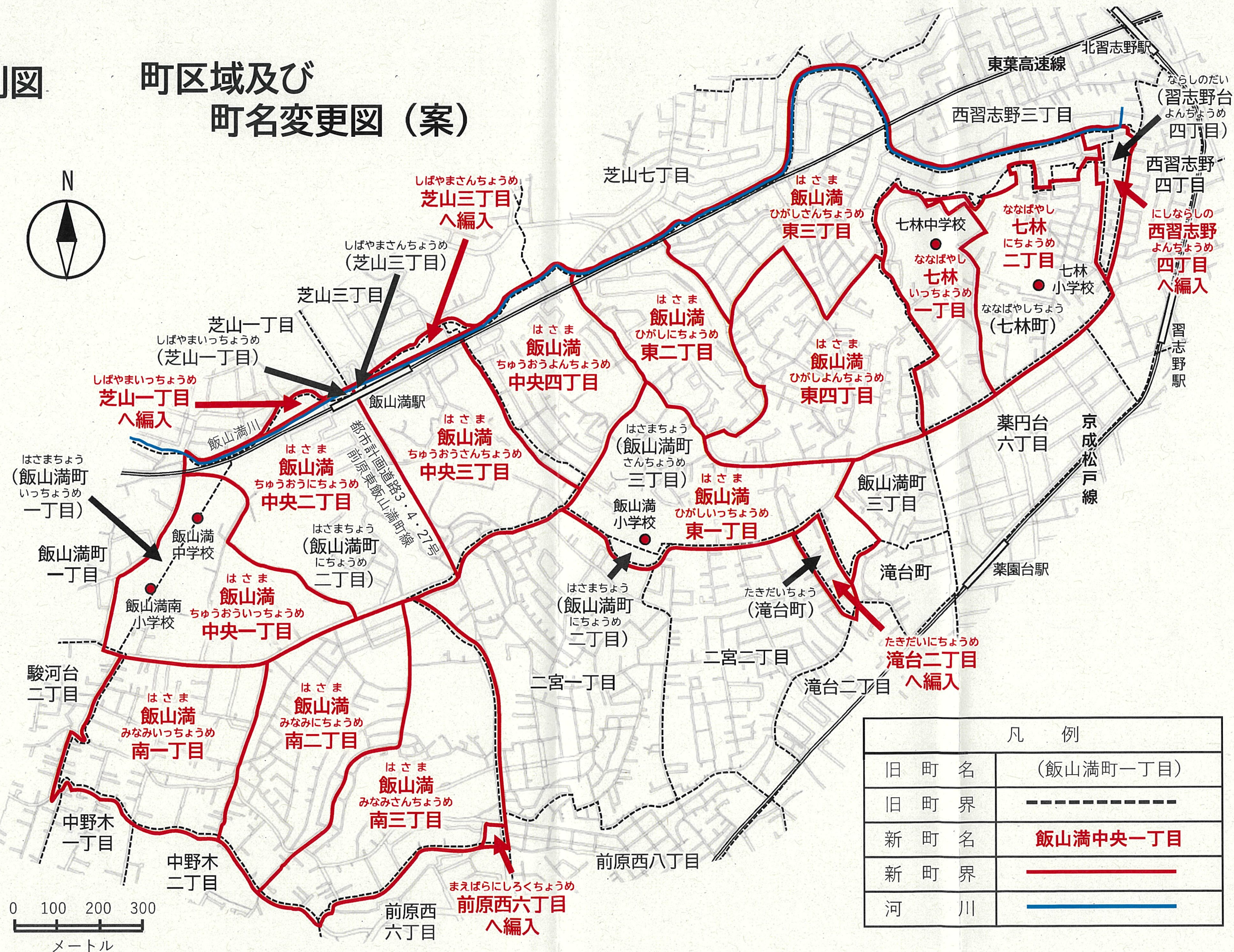
飯山満町一丁目の一部
飯山満町二丁目
飯山満町三丁目の一部
七林町
滝台町の一部
習志野台四丁目の一部
芝山一丁目の一部
芝山三丁目の一部

2. 住居表示実施後の町名

飯山満中央一丁目
飯山満中央二丁目
飯山満中央三丁目
飯山満中央四丁目
飯山満南一丁目
飯山満南二丁目
飯山満南三丁目
飯山満東一丁目
飯山満東二丁目
飯山満東三丁目
飯山満東四丁目
七林一丁目
七林二丁目
滝台二丁目
西習志野四丁目
芝山一丁目
芝山三丁目
前原西六丁目

別図

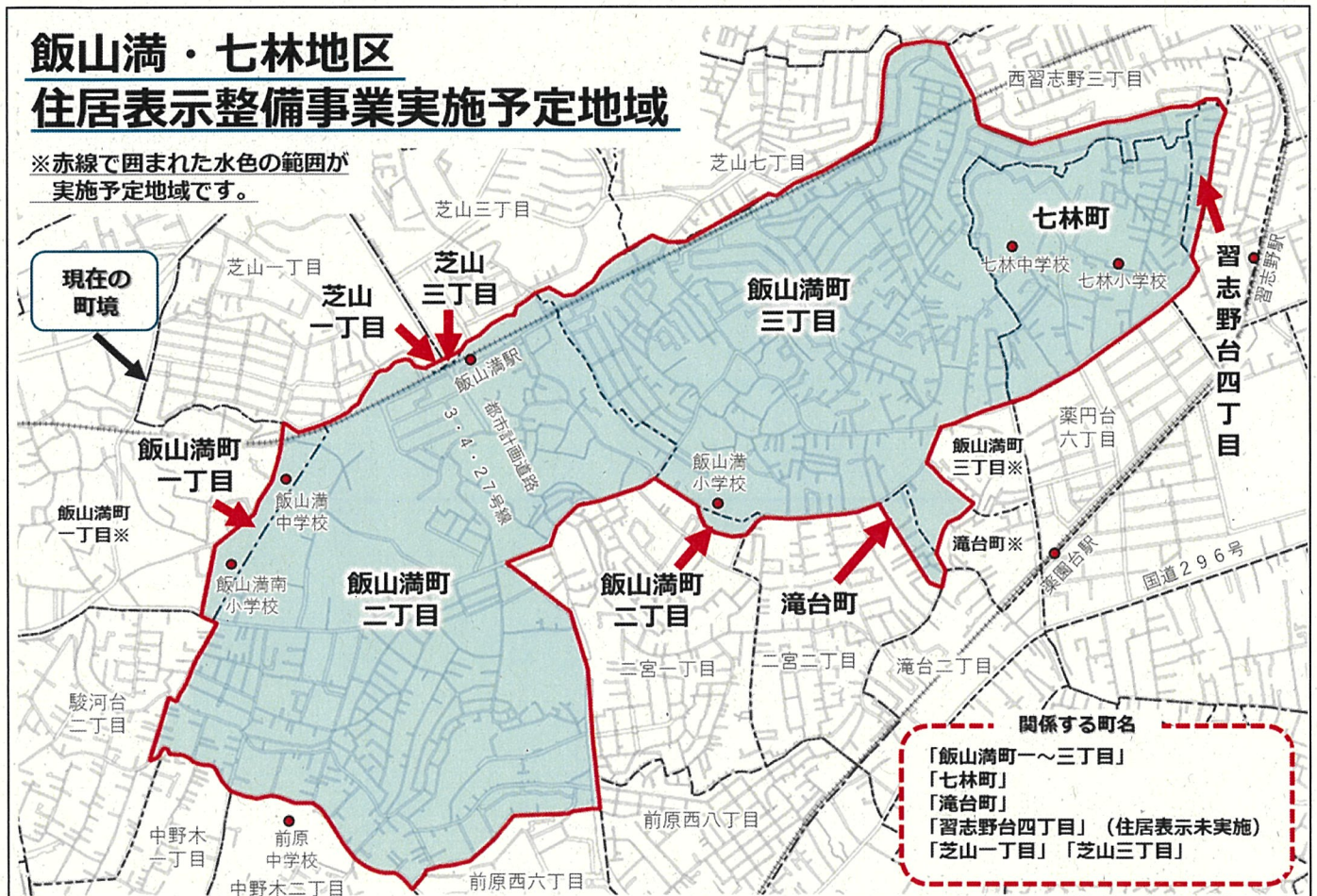
町区域及び 町名変更図（案）



飯山満・七林地区住居表示整備事業の概要について

本市では、二宮・飯山満地区町会連合会から飯山満地区の住居表示実施要望を頂き、また、飯山満地区土地区画整理事業区域の道路形状がはっきりしてきたことから、同地区及び隣接する地区の住居表示整備事業実施について、関係する町会・自治会の代表者にお集まり頂き「住居表示整備事業代表者会議」の中で同事業実施について協議をまいりました。その後、住居表示の制度説明会を開催し、事業の周知を行いました。

※下図の飯山満町1丁目・3丁目、滝台町のうち水色になっていない部分は住居表示を実施しません。



これまでの経緯

- R5.11 二宮・飯山満地区町会連合会から
住居表示実施の要望
- R5.12 第1回代表者会議
- R6.3 第2回代表者会議
- R6.3～ 個別町会・自治会との協議
- R7.3 第3回代表者会議
- R7.10 第4回代表者会議
- R8.3 第5回代表者会議
- R8.6～7 制度説明会

飯山満・七林地区事業規模

面積 約195ha

人口 約21,000人

世帯数 約10,000世帯

制度説明会について

船橋市における過去の住居表示実施の際は、実施の直前に住所変更手続きに関する説明会のみを行ってきましたが、この度の飯山満・七林地区は対象範囲が広く人口も多いため、住民の皆様に住居表示の制度について知っていただけるように制度説明会を開催しました。

制度説明会は、令和8年6月～7月に飯山満南小学校、飯山満小学校、七林小学校を会場として開催いたしました。

会場	参加人数
飯山満南小学校	196名
飯山満小学校	261名
七林小学校	146名
合計	603名

主 な 質 問
① 住所変更手続きに関すること
② 住居表示整備事業の制度に関すること
③ 住居表示整備事業の周知に関すること
④ 町名・町割りに関すること
⑤ 地図やカーナビゲーションに関すること

住所変更手続きについて

手続きが不要な主なもの

市役所

- 住民基本台帳（住民票）
- 印鑑登録原票（印鑑登録証明書）
- 戸籍簿、戸籍の附票
- 国民健康保険資格確認書及び資格情報通知書
- 後期高齢者医療資格確認書
- 介護保険被保険者証
- 125cc以下の原動機付自転車や小型特殊自動車
- 子ども医療費助成受給券・・・等

市役所以外

- 国民年金 ○厚生年金
- 水道 ○電気 ○ガス（京葉ガス）
- パスポート ○NHK
- NTT（固定電話・フレッツ光）

法人等の手続き

【全ての業種】

- （市役所）法人市民税所在地の変更

【一部の業種】

- （市役所）薬局・医薬品販売業・毒物劇物販売業の住所変更
- （市役所）食品営業施設の住所変更
- （市役所）理容所・美容所・クリーニング所・水道施設等の住所変更
- （市役所）動物取扱業の住所変更

手続きが必要な主なもの

市役所

- マイナンバーカード
- ※その他にも手続きが必要となるものもありますが、対象者が限定されているため、個別にご案内する予定です

市役所以外

【特定の機関への手続き】

- （法務局）不動産登記簿の所有者・権利者住所
- （警察署）運転免許証
- （陸運局）自動車、オートバイ(126cc以上)
- （環境省）犬・猫の飼い主（マイクロチップ登録者）

【各事業者等への手続き】

- 健康保険（勤務先の健康保険の方）
- ガス（京葉ガス以外）
- 携帯電話
- インターネット（フレッツ光以外）
- 銀行、生命保険、クレジットカード
- 各種免許証、許可証
- 勤務先、学校（船橋市立以外の学校）

法人等の手続き

【全ての業種】

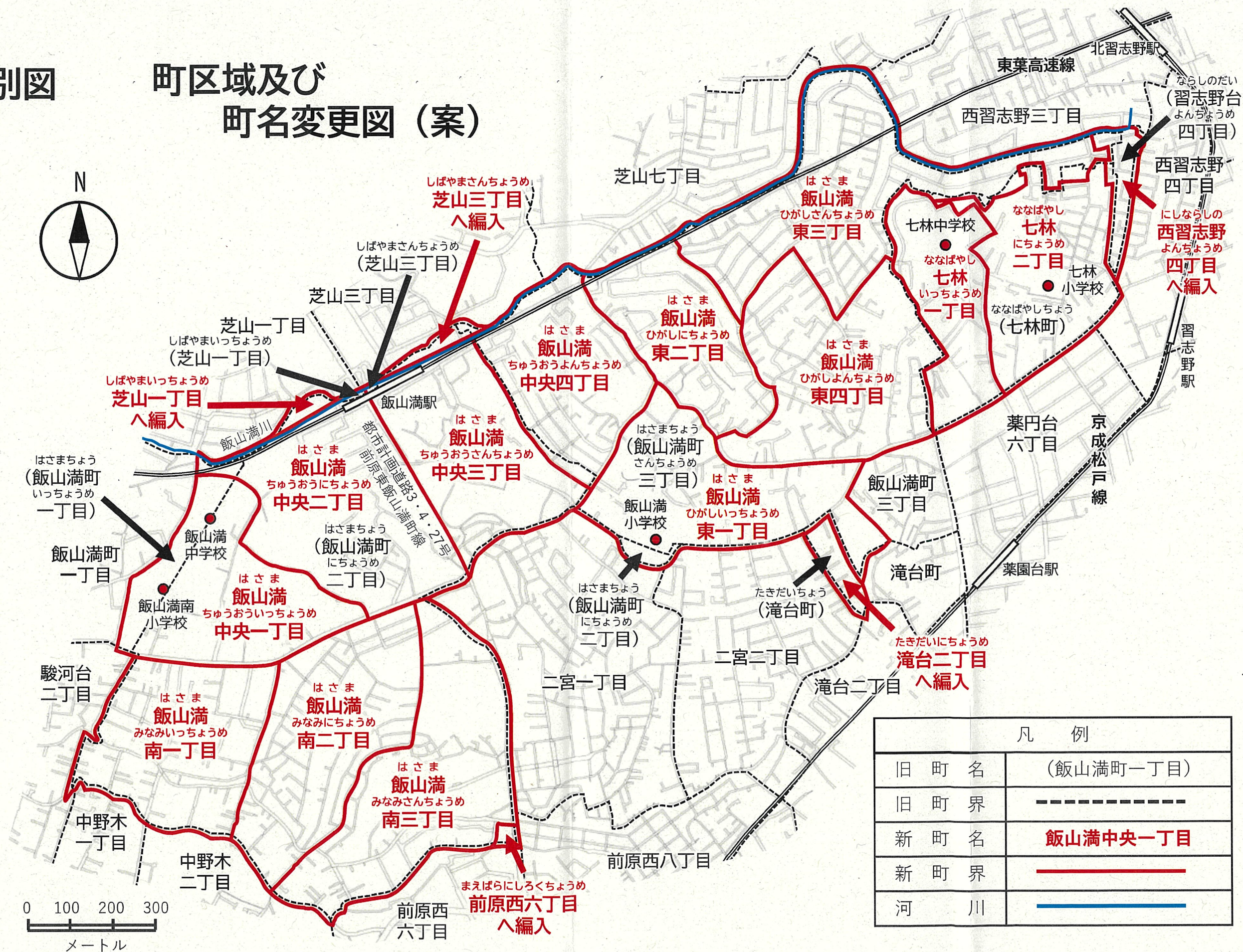
- （法務局）法人の本店及び主たる事務所の表示変更登記
- （法務局）法人の役員の住所変更登記
- （警察署）安全運転管理者等の届出の住所変更
- （年金事務所）厚生年金適用事業所の所在地変更

【一部の業種】

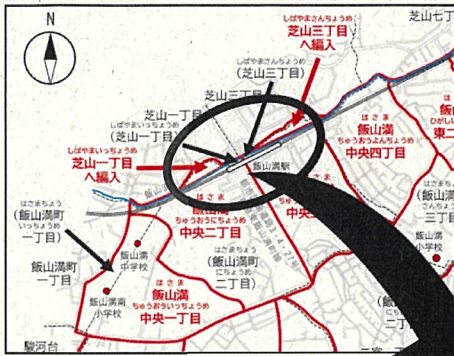
- （市役所）診療所・歯科診療所・助産所・施術所の住所変更
- （市役所）居宅サービス事業者・介護保険施設・障害福祉サービス事業者等の住所変更

別図

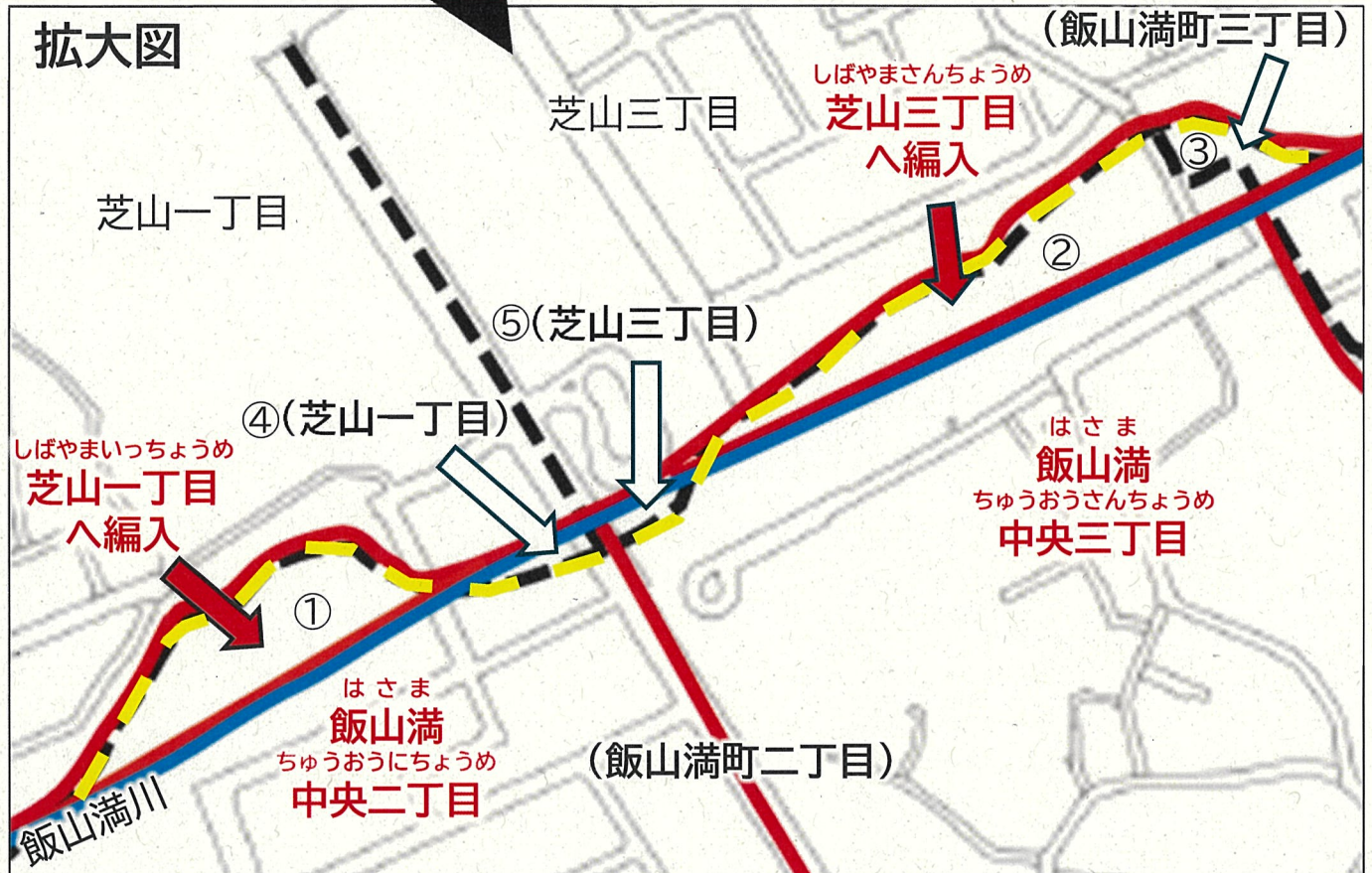
町区域及び
町名変更図（案）



町区域及び町名変更図（案）の拡大図（飯山満駅周辺）



拡大図の黄色破線は従前の飯山満川の形状を示しており、こちらが現在の町境となっています。現在、飯山満川は河川改修中であり、今後河川改修が完了すると、図の黄色破線から青線へと川の形状が変更となる予定です。そのため、青線で示された新しい川の形状を新たな町境とする案となっております。



No	現在の区域	変更後
①	飯山満川北側の飯山満町二丁目	芝山一丁目へ編入
②	飯山満川北側の飯山満町二丁目	芝山三丁目へ編入
③	飯山満川北側の飯山満町三丁目	芝山三丁目へ編入
④	飯山満川南側の芝山一丁目	飯山満中央二丁目
⑤	飯山満川南側の芝山三丁目	飯山満中央三丁目

※①～⑤の飯山満川については河川改修完了後の飯山満川（青線）を指しています。
④、⑤は、昭和50年に住居表示を実施した芝山の区域であり、今回再度の住居表示実施となります。

スケジュール（案）について

年度	月日等	項目
令和8年度	10月7日	住居表示審議会 (町区域及び町名変更案)
	10月15日～ 11月16日	町区域及び町名変更案の公示 (住居表示に関する法律第5条の2第1項)
	2～3月	市議会での審議 (地方自治法第260条第1項)
令和9年度	4月	町区域及び町名変更の告示 (地方自治法第260条第2項)
	6月～	新住所決定までの準備 (現地調査、台帳作成等)
令和10年度	8月頃	新住所決定の告示 (住居表示に関する法律第3条第3項)
	10月10日	住居表示実施(新住所運用開始)